

令和5年第4回笠松町議会定例会会議録（第1号）

令和5年12月5日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	4 番	尾 関 俊 治
副 議 長	9 番	安 田 敏 雄
議 員	1 番	間 宮 寿 和
〃	2 番	關 谷 樹 弘
〃	3 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	川 島 功 士
〃	6 番	田 島 清 美
〃	7 番	伏 屋 隆 男
〃	8 番	岡 田 文 雄
〃	10 番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	足 立 篤 隆
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教 育 文 化 部 長	天 野 富 三
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 島 直 樹
総 務 課 長	伊 藤 博 臣

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
書 記	笠 原 誠

1. 議事日程（第1号）

令和5年12月5日（火曜日） 午後1時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第64号議案 笠松町病児・病後児保育の実施に関する条例について
- 日程第5 第65号議案 笠松町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 第66号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第67号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第68号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第69号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第70号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第71号議案 町道の路線認定について
- 日程第12 第72号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第13 第73号議案 令和5年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 第74号議案 令和5年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

開会 午後 1 時30分

○議長（尾関俊治君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和5年第4回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（尾関俊治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

3番 高橋伸治 議員

8番 岡田文雄 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（尾関俊治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの11日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（尾関俊治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（佐々木正道君） それでは、2点報告させていただきます。

1点目は、監査委員より、令和5年度8月分、9月分及び10月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

2点目は、11月29日に第67回町村議会議長全国大会が東京NHKホールで開催され、決議が採択されましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

なお、当大会には議長、副議長が出席されました。

○議長（尾関俊治君） 理事者の報告をお願いします。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 私からは工事請負契約の締結で、道路（路面排水）改修工事1件、笠松競馬場女性雇用促進施設（休憩所）設置工事1件、配水管・配水補助管布設替工事1件、配水管・配水補助管布設及び布設替工事1件、以上4件であります。契約金額、契約の相手方、

工期、工事内容など詳細につきましては、お手元の議案資料の1ページから8ページをお目通しいただきたいと思います。

また、令和4年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算書、令和4年度羽島市・羽島郡二町介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算書、以上の2件については岐南町及び羽島市より報告されましたので、お手元に配付させていただきました。

○議長（尾関俊治君） 以上、御了承願います。

日程第4 第64号議案から日程第14 第74号議案までについて

○議長（尾関俊治君） 日程第4、第64号議案から日程第14、第74号議案までの11議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提案の順序に従い、順次説明願います。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日、提出させていただきました案件は、笠松町病児・病後児保育の実施に関する条例ほか6件の条例案件7件、町道の路線認定1件、令和5年度笠松町一般会計補正予算（第7号）ほか2件の補正予算3件、以上11件であります。

案件につきましては、副町長より詳細説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（尾関俊治君） 村井副町長。

○副町長（村井隆文君） それでは、順次御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

第64号議案 笠松町病児・病後児保育の実施に関する条例についてであります。

現在、病児・病後児保育事業のうち、病後児保育事業につきましては笠松町福祉健康センター内で実施しておりますが、病児保育事業については広域利用に関する連携協定を締結しております岐阜市、羽島市、各務原市、岐南町にある病児・病後児保育施設を利用することにより実施している状況でございます。

今回、病児保育事業につきまして、笠松町内の保育事業者に委託することにより、その事業が実施可能となるよう規定整備を行うものであります。

具体的には、社会医療法人蘇西厚生会松波総合病院託児所エンゼルさんと実施についての協議を進めておりましたが、今回実施ができる調整が整いましたので、この条例を改正させていただきまして実施できるようさせていただくものでございます。

なお、題名を含む大幅な改正となりますので、今回は笠松町病後児保育の実施に関する条例の全部改正をさせていただくというような形で規定をさせていただきました。

条例につきましては、6条立ての条例となっておりますので、第1条では目的、第2条では実

施主体、第3条では対象児童、第4条におきましては利用料ということで、こちらは日額2,000円とさせていただいております。第5条では利用料の免除について、第6条で委任というような条例の形式を取らせていただいております。

施行期日につきましては、令和6年1月1日からでございます。

続きまして、3ページをお開きください。

第65号議案 笠松町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づきまして、条例で定めることにより町独自で個人番号を利用できることとしている福祉医療費の助成に関する事務について、健康保険等の被保険者証が令和6年秋に原則廃止となり、マイナンバーカードと一体化されることに伴いまして、福祉医療費受給者証の交付に当たりマイナンバーを利用して被保険者情報を確認する必要があるため、所要の規定整備を行うものでございます。あわせまして、障がいに関する情報につきましてもマイナンバーを利用して確認ができるよう同様の規定整備を行わせていただくものでございます。

現在、福祉医療費の受給には社会保険各法による被保険者等であることが条件となっておりまして、申請時に被保険者証の提示を受けて確認をさせていただいておりますが、その被保険者証が令和6年秋に原則廃止となりマイナンバーカードと一体化されることにより、提示以外の方法により保険資格情報の確認が必要となるため、今回社会保険各法に関する情報を利用することができるよう規定を追加させていただくという内容のものでございます。

別表の2の中の一部を改正ということで、健康保険法に関する情報であるとか、船員保険法、あと私立学校教職員共済法等々、社会保険各法に関する情報を列記させていただいて、利用できるように環境を整えさせていただくという内容のものでございます。

施行期日につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行日から施行させていただくというものでございます。

続きまして、議案書の4ページから5ページ、議案資料では10ページから11ページにわたります第66号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

令和5年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定等の内容を考慮し、議会議員の期末手当の支給に関し所要の規定整備を行うものであります。

議案資料の10ページを御覧いただきたいと思います。

こちら改正条例の第1条は、期末手当の支給割合の改正を行うもので、12月支給分の期末手当を「100分の220」から「100分の230」に、100分の10増額改定するものであります。

次に、11ページを御覧ください。

こちら改正条例の第2条におきましては、6月、12月の期末手当の支給割合を均等にする改

正を行うものでございます。

施行期日は公布の日からで、第1条の改正規定につきましては令和5年12月1日から適用させていただきます。

また、第2条の改正規定につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案書の6ページ、議案資料では12ページから13ページにわたります第67号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

さきの第66号議案と同様、令和5年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定の内容等を考慮し、特別職の期末手当の支給に関し所要の規定整備を行うものであります。

説明につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、議案書の7ページから19ページ、議案資料では14ページから25ページにわたります第68号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

令和5年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定等に伴い、所要の規定整備を行うものであります。

議案資料の18ページをお開きいただきたいと思います。

改正条例の第1条関係で、こちらは令和5年4月1日から遡及適用させていただく分でございます。

内容といたしましては、給料表を増額改定するもので、行政職給料表の改定率は0.95%、医療職給料表の改定率は0.99%であります。

続きまして、19ページを御覧ください。

こちらのほうに期末手当及び勤勉手当の12月の支給割合を引き上げる改定をするもので、12月期末手当は1.2月分を1.25月分、0.05月分、12月の勤勉手当につきましては1月分から1.05月分、こちらは0.05月分、年間支給月は4.4月分から4.5月分ということで、0.1月分引上げをするものであります。

議案資料の20ページは改正条例の第2条の関係で、令和6年4月1日から適用させていただくもので、期末手当及び勤勉手当の6月と12月の支給割合を均等にする改正を行うものでございます。そのほか改正条例の第1条におきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正によりまして、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当という名称であったものを特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に改めるといった改正も併せて行わせていただいております。

施行期日につきましては、第1条関係は公布の日から施行いたしまして、中でも給与に関する改正規定については令和5年4月1日から適用させていただきます。

また、第2条の改正規定は令和6年4月1日からであります。

続きまして、議案書の20ページから25ページ、議案資料では26ページから27ページにわたります第69号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例についてであります。

こちら令和5年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定等に伴い、給料表の改正を行うものであります。

こちらは27ページのほうを御覧いただいて、最下段を御覧いただきたいと思います。

給料表は増額改定させていただく内容でございますが、全体の改定率は2.46%でございます。1級の給料表の改定率は最下段中ほどにございますように3.68%、2級給料表の改定率につきましては、一番右端下ですけど1.58%というような内容の改定でございます。

施行期日は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用をさせていただくものでございます。

続きまして、議案書では26ページから28ページ、議案資料では28ページから30ページにわたります第70号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

これは長い法律名なんですけど、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律、この法律の施行に伴い子育て世代の負担軽減及び次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税を減額する措置が講じられることを踏まえ、所要の規定整備を行うものであります。

内容といたしましては、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の所得割額及び均等割額、保険税、多胎妊娠の場合にあつては出産予定日または出産日の属する月の3か月前から6か月間の減額を行うものであります。

なお、この減額分に係る財政支援といたしましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の措置がございます。

施行期日は、令和6年1月1日からでございます。

なお、令和6年1月1日以前に出産をされた場合であっても減額の対象期間である4か月間または6か月間が施行日以後に含まれる場合は、その期間については減額の対象とさせていただき経過措置を設けさせていただいております。

続きまして、議案書の29ページ、議案資料では31ページ、32ページにわたります第71号議案 町道の路線認定についてであります。

道路法第8条の規定により、町道の路線認定について町議会の議決を求めるものであります。

11月7日に開会をいたしました町道編入審査委員会におきまして、宅地開発により設置された私有道路について、その規格に適合しているかどうか等適否について審査を行いました結果、町道に編入することとするものであります。

今回、2路線ございまして、議案資料の31ページを御覧ください。

1つ目の路線が北及76号線で、北及字流地内でございます。延長は63.7メートル、幅員は6メートルから8.5メートルであります。

次に、議案資料の32ページを御覧ください。

2つ目は、長池22号線で、こちら場所のほうは長池字松ヶ枝地内で、延長は61.4メートル、幅員が6メートルから11.6メートルとなっております。

続きまして、議案書の30ページから45ページにわたります第72号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

今回の補正は4億7,279万6,000円の増額補正であります。

まず初めに、令和5年の人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費等の増額補正でございます。

改定の内容につきましては、条例改正の議案において御説明申し上げましたように、議会議員及び特別職に係る12月期末手当の支給率を引き上げられることに伴う増額のほか、一般職においては給与改定及び職員手当の支給状況の移動に伴う所要の補正を行わせていただくというものでございます。

特別会計、企業会計を含めました全体の人件費では、給与改定分といたしまして所要額は1,216万5,000円でございます。

なお、その他分といたしまして、職員の退職その他異動に係る分として1,070万6,000円の減額となっておりますので、差引きいたしまして145万9,000円の増額補正をさせていただくというものでございます。

また、会計年度任用職員に係る人件費も同様に、報酬、期末手当等ということで188万8,000円の増額をさせていただくといった内容となっております。

それでは、その他の補正内容につきまして御説明を申し上げたいと思います。

歳出から御説明をさせていただきたいと思いますので、38ページをお開きください。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第4目 電子計算費では、12節 委託料、情報センター委託料を71万3,000円増額補正させていただきました。地方公共団体情報システム標準化対象業務である障害者福祉システムについて、標準化対応のために現行システムから後継システムへ移行することに伴い、総合行政情報システムと後継システムを連携させる必要があるため、その連携対応の委託料として計上させていただきました。

続きまして、38ページ下のほう、第2項 企画費の第1目 企画総務費でございます。こちらのほうは大きく3つの事由によりまして補正のほうをさせていただいております。

39ページのほうを御覧いただきたいと思います。

まず、1つ目は新型コロナウイルス感染症拡大の長期化による景気低迷や円安、ウクライナ情勢の影響により物価上昇が続く中、地域住民の家計支援と地域経済の活性化を図ることを目的に、第1弾、第2弾に続きまして、今回第3弾かさまつ応援割引クーポンを発行することを実施する事業に要する経費として5,232万4,000円を計上させていただきました。まず、今回第

3弾の制度の内容でございますが、対象者といたしましては1月31日に笠松町に住民登録をしておられる方が対象になります。基準日以降の転入者の方は、今回は対象としないということとさせていただきます。応援内容はクーポン券7,500円分をお届けいたします。内容は500円券を15枚つづりにいたしまして、7,500円分のクーポンをお届けするということでございます。2月中旬から順次郵送させていただきまして、利用期限は令和6年6月30日までを期限としております。こういったような制度の中で実施をさせていただきたいと考えているところでございます。

関連する事業費といたしまして、上のほうから報償費につきましてはアンケートの回答者に対する謝礼でありますとか、消耗品費ではタックシール、プリントトナー、あと印刷製本費では封筒の作成費用ですとか、あと通信運搬費では郵送料ですね。それから、負担金補助及び交付金の中では商工会クーポン事業補助金といたしまして5,118万8,000円を計上させていただいております。なお、これらの事業に係る財源といたしましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,930万3,000円を充てさせていただいております。

次に、2つ目の補正理由ですけれども、こちらふるさと納税の関係でございます。全国的なふるさと納税市場の拡大によりまして、かさまつ応援寄附金の受領件数、金額が増加したことに伴いまして、お礼の品であるとか配送料等々の事業経費を143万7,000円増額させていただいております。需用費ではお礼の品代ですとか梱包配送料等々増額、あと役務費では通信運搬費、あと手数料の中ではポータルサイトの利用料等ですね。それから、委託料ではふるさと納税業務の委託料等、増額の補正をさせていただいたところでございます。

最後、3つ目ですね。こちらは事務費的な部分になるんですが、物価高騰なんかのあおりを受けましてプリンタートナー等の価格が上昇しておりますので、これらの消耗品に係る部分ということで38万8,000円の増額をさせていただいております。

続きまして、第4項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費の増額についてでございます。こちらのほうは2つの事由により増額の補正をさせていただいております。

39ページから40ページにまたがる部分でございますが、1つ目は住民課の窓口でマイナンバーカードの健康保険証利用登録や公金受取口座登録の支援を行うため、マイナポータル用の端末を配備することに伴い、その支援用のタブレット端末の通信費でありますとか借り上げに要する費用を計上させていただきました。役務費として6,000円、こちらのほうは通信費用です。あと、使用料及び賃借料ではパソコン機器使用料ということで1万3,000円を計上させていただいております。これらに係る財源につきましては、国のマイナンバーカード交付事務費補助金で全額賄わせていただくというものでございます。

続きまして、2つ目の補正理由ですが、マイナンバー法等の一部改正により、マイナンバーカードの記載事項に氏名の振り仮名及びローマ字表記が追加されましたことに伴い、必要な情

報連携機能の整備や住民票及び戸籍附票への氏名の振り仮名記載の追加等を行うため、それぞれのシステムの改修委託料を計上させていただきました。合計では713万4,000円を計上させていただいております。情報センターの委託料といたしまして410万9,000円、こちらについては住民基本台帳システムの改修委託ということでマイナンバーカードへのローマ字記載に対応するための改修でございます。次に、戸籍システム改修委託料で302万5,000円を計上させていただいております。こちらのほうはマイナンバーカードへのローマ字表記等に対応するための改修委託料ということでございます。なお、財源につきましては、国の社会保障・税番号制度システム整備補助金で全額賄わせていただくというような内容になっております。

続きまして、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目の社会福祉総務費では、こちらも3つの大きな事由により増額の補正のほうをさせていただいております。

まず1つ目は、価格高騰重点支援給付金についての補正でございます。エネルギー、食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯、住民税非課税世帯の皆さんですが、1世帯当たり3万円の現金を給付した世帯に対しまして、1世帯当たり7万円の追加交付をするために必要な事業費を計上させていただいております。総額では1億3,716万8,000円を計上させていただいております。こちらのほうは需用費では事務用品ですとか印刷製本費では封筒の作成費用等、役務費の通信運搬費では郵送料ですとか手数料では口座振替の手数料等を計上させていただいております。そのほか委託料では情報センターへのシステム対応に関する経費でありますとか、あと18節の負担金補助及び交付金では支給金そのものということで7万円掛ける、見込みでは1,930世帯分を計上させていただいております。係る財源につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億3,716万8,000円を充てさせていただいております。

次に、2つ目の補正理由でございますが、こちらのほうは先ほど第70号議案で国保税の改正条例のお話をさせていただきました。そちらの産前産後期間相当分の保険税軽減措置の創設に対応するためのシステム改修でありますとか、あと国保特会、人件費の改定分に伴う費用ということで、一般会計からの繰出金を240万3,000円増額補正をさせていただいております。なお、先ほど申しましたように財源の一部でございますが、産前産後保険税負担金として国が2分の1で5万円、県が4分の1ということで見込額の4分の1で2万5,000円というような形で財としての財源措置をさせていただいております。

3つ目は、介護保険の関係の繰出金でございますが、こちらのほうも介護保険のシステム改修に伴いまして137万7,000円の増額補正をさせていただいております。

続きまして、同じく第4目 障害福祉費でございますが、こちら上から順に御説明申し上げます。まず、11節の役務費の中では手数料として14万8,000円を増額補正させていただきました。障害給付費等請求事務支払い点検件数の増加に伴う増額の補正でございます。

次の委託料の地域生活支援事業委託料の35万4,000円と、ちょっと飛ぶんですが、41ページの一番上、21節の補填金ということで156万5,000円計上させていただいております。こちらの経費はちょっと関連がございますので、併せて御説明を申し上げたいと思います。現在、障がい児・者の相談支援事業を今委託して行っているんですけど、その委託料に係る消費税の取扱いにつきましては、従来、町の認識といたしましては、社会福祉法に基づく社会福祉事業ということで、こちらのほうは消費税法上も非課税になるというような認識で取扱いをさせていただいておりました。

そのような中、インボイス制度が導入されるに当たって事業者さんとかがいろいろ点検をされる中で、この費用に係る消費税の課税関係が全国的に市町でばらつきがある、取扱いが異なっている部分というようなことがございまして、今般、10月4日付で厚生労働省のほうが国税庁のほうと協議をした結果、こういう取扱いになりますというような正式な通知が参りました。障がい者の相談支援事業に係る社会福祉法上の取扱いとかいうような通知が参りまして、内容といたしましては、従来該当するというような認識でおったわけですがけれども、そちらについては社会福祉法に規定する社会福祉事業には該当しないよというような通知内容となっております。

あわせて、この事業については、町としては障害者総合支援法に基づく事業として実施しておるわけですがけれども、こちらに係る事業も消費税法上は非課税に関する規定がはまってこないということで、返しますと課税の対象となりますよということでございます。それで課税の対象となるということは、私どもは民間事業者に委託をする委託料については、当然委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者のほうに支払う必要があるというような内容の通知でございました。この通知の内容を踏まえまして、今回、当該年度分については相当額を委託料の増額というような形で、あと過去を、税法上5年間遡りですういったような修正等が必要となつてまいりますので、その係る部分、消費税相当額については先ほどの41ページの補填金というような形で事業のほうを整備させていただきながら処理をするというような形にいたしましたので、係る費用を計上させていただいたという内容でございます。

それで、その次の自立支援システムデータ移行委託料で77万円を計上させていただいております。こちらのほうは、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、障害福祉システムを現行システムから標準システムに対応するシステムに移行するためのデータ移行委託料として計上させていただいたというものでございます。

その下、18節 負担金補助及び交付金では岐阜地域児童発達支援センター組合負担金といたしまして135万5,000円を計上させていただきました。こちらのほうは障がい児利用者の増加に伴うものでございます。

その次、19節の扶助費の中では地域生活支援事業給付費ということで132万4,000円を計上さ

せていただいております。こちら利用者人数の増に係るものでございます。この費用については、財源といたしまして、国庫補助金2分の1、県の補助金4分の1を措置させていただいております。その下、介護給付費、訓練等給付費、自立支援医療費につきましては、障害福祉サービスの利用人数の増加に伴いまして扶助費の増額ということで1億236万8,000円の増額をさせていただいております。こちらの財源につきましてもそれぞれルールにのっとりまして国庫負担金が2分の1、県負担金4分の1というような財源の措置をさせていただいている内容でございます。

次、めくっていただいて、41ページを御覧いただきたいと思います。

第5目 福祉医療費でございますが、こちらのほうは総額で2,125万円の増額補正をさせていただいております。重度心身障害者母子家庭及び乳幼児医療費等の増加に伴いまして、その手数料ですとか医療給付費を増額させていただいております。こちらのほうも財源の内訳がございまして、県の補助金等いただける部分がございまして、そういった部分の補助金を併せて充当させていただくなり財源の内訳の補正も併せて行わせていただいております。

続きまして、第6目 福祉会館費では、こちらのほうは施設管理業務委託料として6万1,000円を増額させていただきました。内容につきましては、令和5年10月に岐阜県の最低賃金が改定されております。これに伴いまして、業務単価の見直しを行ったことによる委託料の増額でございます。

続きまして、同じく41ページ、第2項 児童福祉費の第1目 児童措置費の中では、まず特別児童扶養手当の受給者の増加に伴いまして必要となります消耗品費及び通信運搬費ということで、1万6,000円を増額補正させていただいております。財源につきましては、国からの特別児童扶養手当事務委託金で全額を賄わせていただいております。

次に、負担金補助及び交付金の中で保育所施設改修補助金といたしまして256万円を計上させていただきました。こちらのほうは保育所・園の防犯対策といたしまして、防犯カメラを設置する事業に対しまして事業補助をさせていただくというものでございます。総額では256万円を計上させていただいております。財源といたしましては、国のほうが事業費の2分の1、あと町のほうが事業費の4分の1を補助金として支出をさせていただくというものでございます。その下の保育補助者雇上強化事業補助金ということで49万4,000円を計上させていただいております。こちらのほうは保育人材の確保を図るため、保育士を志す学生を保育補助者として雇い上げることに對し補助金を交付させていただくというものでございます。一応1日4時間週5日というようなことで、26週分の費用を計上させていただいております。係る財源につきましては県からの補助金がございまして、事業費の8分の7、43万2,000円が県補助で得られますので、そういった特定の財源を充当させていただいております。

続きまして、その下、第3目 子育て支援推進費でございますが、こちらのほうは委託料と

して2万4,000円、病児保育事業委託料として計上させていただきました。先ほど第64号議案で御説明を申しあげました町内における病児保育事業の実施のための委託料を計上させていただいております。こちらのほうはその他のところで4,000円上がっておりますが、利用料1人2,000円ということで、2回分というようなことで特定財源として4,000円を見込んでおるところでございます。

続きまして、42ページ、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費の第7目 福祉健康センター費の中では、総額で8,669万1,000円を計上させていただいております。さきの定例会のほうでも補正のほうをお願いしました福祉健康センターの空調設備の老朽化に伴う改修工事に必要な事業費として計上させていただいております。また、後ほど御説明申し上げますが、翌年度にまたがる事業ということで繰越明許の補正もさせていただくという内容になってございます。こちら財源につきましては、保健衛生施設整備事業債ということで、こちら緊急防災・減災事業債を適用させていただきまして、8,660万円起債により賄いたいと思っております。この起債については充当率が100%で、あと交付税の措置率、元利償還分の70%が対応となるというような起債でございますので、こういったものを活用して事業のほうを実施させていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、第5款 農林水産業費、第1項 農業費の中で第3目 農業振興費でございます。こちらは手数料で5万5,000円を増額させていただきました。特定外来生物のアライグマですとかヌートリアの関係でございますが、こちらの捕獲数の増加に伴いまして防除手数料を増額させていただいております。

続きまして、その下、第6款 商工費、第1項 商工費の第2目 商工業振興費でございます。こちらは18節の補助金の中で創業者支援事業補助金、あるいは創業者家賃助成金ということで、102万円増額をさせていただいております。いずれも申請数の増加を見込み増額の補正をさせていただいたというものでございます。

続きまして、43ページをお開きください。

第7款 土木費、第4項 都市計画費の第2目 公園費でございます。こちらにつきましては公園維持修繕工事請負費ということで578万3,000円を計上させていただいております。笠松みなど公園のせせらぎ水路につきまして、木曽川の増水により土砂が堆積した際、早急に復旧ができるよう中流部までの土砂を排出するためのオーバーフローますと放流管を設置するための工事請負費として計上をさせていただいております。

続きまして、第9款 教育費、第1項 教育総務費、第1目 教育総務費の中でございますが、こちらのほうは18節の負担金補助及び交付金の中で教育給付費等負担金ということで1,511万7,000円を増額補正させていただきました。こちらは利用者の増に伴うものでございます。なお、こちらのほうも財源は国と県からの財源がございまして、まず国の負担率が1,000

分の744の2分の1でありますとか、県の負担金が1,000分の744の4分の1、また県の補助金としては1,000分の256の2分の1というような、それぞれ負担ですとか補助の割合に応じて見込みの所要額を財源として当て込んでおるところでございます。

続きまして、44ページのほうで、第2項 小学校費、第1目 学校管理費でございます。こちらのほうは10節 需用費の中で修繕料として217万円を計上させていただいております。こちらは児童用のGIGAタブレットの修繕料ということで計上させていただきました。メーカーの無償の保証期間が10月までで終了になりまして、それ以降は修繕に係る費用が必要となりますので、こういった金額を増額させていただいております。

その後の14節 工事請負費の中では、小学校校舎修繕工事請負費ということで、笠松小学校と下羽栗小学校の若干漏水の部分がございまして、屋上防水の工事を実施するための工事請負費でありますとか、あと下羽栗小学校に令和6年度、特別支援学級が1学級増級されることに伴いまして、こちらのほうの教室の改修工事を行う必要があるというようなことで、そのような費用を見込ませていただいているところでございます。

ただいま申し上げました特別支援学級の増級に伴いまして、備品購入費の中では管理用の器具の中で教師用のタブレットですとかプロジェクターカート、あと教師用の椅子、パーティションですね。そのほか校務用のパソコン等の購入費用も見込ませていただいている状況でございます。

あわせて、ちょうど小学校の教科書が令和6年度に改訂をされることに伴いまして、教師用の教科書、指導書ですとか、あとデジタル教科書を購入するための備品購入費ということで、総額では1,073万2,000円を増額させていただいております。備品購入費の図書費では956万6,000円、備品購入費の中の管理用器具費では116万6,000円ということで、こちらはデジタル教科書の購入に係る費用となっております。

続きまして、第2目 教育振興費では、教材器具費といたしまして77万7,000円を増額補正させていただいております。こちらは、先ほど下羽栗小学校の特別支援学級増級の関係で教材器具費としてバランスボールですとかトランポリンの購入費用ということで、不足する額として9万7,000円ほど増額させていただいております。あと、学校での感染症の流行下における学校教育活動の体制整備を進めるために必要な備品を購入するというところで、こちらは今年度追加要望で申請をさせていただいた分なんですけど、笠松小学校の普通教室に1教室当たり2台壁かけの扇風機、要は風を送って換気を促すようなために設置するものでございますが、これの費用として68万円を計上させていただきました。これに係る2分の1については、国の学校保健特別対策事業補助金が充当されるという内容でございます。

続きまして、44ページの第3項 中学校費の中で第1目 学校管理費でございますが、こちらのほうの同じく10節 需用費の修繕料につきましては、先ほどの小学校費と同様で、生徒用

のGIGAタブレットが同様にメーカー保証期間が10月で終了しましたことから、それ以降に係る修繕費用ということで計上させていただいております。

あと、同じように令和6年度特別支援学級が中学校においても1学級増級されるということもございます。これに伴いまして、教室を改修するための工事請負費でありますとか備品購入費ということで合わせて240万7,000円を計上させていただいております。工事請負費では空調機の取付工事でありますとか、ホワイトボード等の設置の工事を予定しております。備品購入費では小学校費と同様でございますが、教師用のタブレットですとかプロジェクターカー、あと机、椅子、充電キャビネットですとか校務用のパソコンの購入費用ということで予算の措置をさせていただいております。

続きまして、第4項 社会教育費の第2目 公民館費では、こちらのほうの一番下のところの委託料で施設管理業務委託料を増額させていただいております。福社会館と同様で、今年度の10月の岐阜県の最低賃金改定に伴い、業務単価の見直しを行ったことによる委託料の増額分でございます。

続きまして、45ページをお開きください。

第5項 保健体育費の中の第3目 総合会館費でございます。こちらは光熱水費ということで157万8,000円を増額させていただきました。夏の猛暑によりまして電気使用料が増額したため増額させていただくというものでございます。その下、施設管理業務委託料の、これも最低賃金の改定に伴う委託料の見直しということでございます。

その下の第4目の学校給食費でございますが、こちらにつきましても燃料費を91万6,000円増額させていただきました。こちらはLPガス使用料の増加、実績に基づき増額の補正をさせていただくというものでございます。

それから、第10款 公債費、第1項 公債費の第1目 利子でございます。こちらにつきましては、令和4年度の長期貸付の利率確定に伴いまして、償還金利子及び割引料を27万7,000円増額させていただいております。

以上が歳出についてでございます。

続きまして、歳入につきましては、おおむね歳出で触れながら御説明は申し上げましたが、触れていない部分について御説明をさせていただきたいと思います。

37ページをお開きいただきたいと思います。

こちら中ほど、第18款 繰入金でございます。今回の補正に伴いまして、不足する財源については財政調整基金からの繰入金9,588万1,000円を増額補正し充てさせていただきます。

次、戻っていただきまして34ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのほう、第2表におきましては繰越明許費ということで、先ほど若干お話ししました第4款 衛生費、第1項 保健衛生費の施設管理事業で8,669万1,000円、空調設備に係る改修

費でございますが、こちらにつきましては翌年にまたがって事業を実施するという事で繰越明許費の補正をさせていただいております。

その下、第3表におきましては地方債の補正ということで、係る事業について起債を起こします緊急防災・減災対策事業ということで、8,660万円追加で地方債を起こさせていただくというものでございます。

以上が一般会計の補正予算の内容になります。

続きまして、議案書の46ページから49ページにわたります第73号議案 令和5年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正額は230万3,000円の増額補正であります。

49ページをお開きください。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費では、企業会計に伴う人件費の増額として32万3,000円を計上させていただきました。

第2項 徴税費の第1目 賦課徴収費では、こちらのほうは先ほどの70号議案の条例制定に伴いまして、産前産後期間相当分の保険税軽減措置を創設するためのシステム改修費用ということで、情報センター委託料で198万円を計上させていただいております。先ほど申し上げましたように、財源といたしましては一般会計からの繰入金を今回充当させていただいておりますが、この事業については令和6年度に特別調整交付金ということで、補助率10分の10の対象となる見込みでございますので、翌年度においてこういった繰入金の中で精算をさせていただく予定でありますので、併せて御報告させていただきます。

次に、48ページにお戻りください。

こちら第1款 国民健康保険税、第1項 国民健康保険税、第1目 一般被保険者国民健康保険税の中で、条例の制定に伴いまして減額措置に対する公費負担分ということで、見込額としては10万円を減額というような形で予算措置をさせていただきました。

第5款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金では、企業会計による人件費の増で32万3,000円、あと先ほどの保険税の減額システムの改修で198万円等となりまして、繰入金230万3,000円を増額させていただきます。

なお、減額させていただいた保険税、これについては一般会計からの繰入金により賄うことといたしております。

続きまして、最後、議案書の50ページから55ページにわたります第74号議案 令和5年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は145万2,000円の増額補正であります。

55ページを御覧いただきたいと思います。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費でございますが、こちらでは介

介護保険制度の改正に伴う介護保険システム改修委託料ということで、情報センターの委託料を133万7,000円計上させていただきました。

その次の第3項 介護認定費の第2目 認定調査費では、会計年度任用職員の報酬改定により人件費を2万9,000円増額させていただいております。

第2款 保険給付費、第5項 特定入所者介護サービス諸費、第2目 特定入所者介護予防サービス費では、サービス費の給付増加に伴いまして8万6,000円の増額補正をさせていただいております。

次に、53ページ、54ページをお開きいただきたいと思います。

こちらは歳入についてでございますが、介護保険制度の改正に伴う介護保険システムの改修及び会計年度任用職員の報酬改定により一般会計繰入金金を136万6,000円増額させていただきます。その他保険給付費の増額に伴いルール分ということで、保険料ですとか国庫負担金、調整交付金、支払基金の交付金でありますとか県負担金、あと一般会計からの繰入金等をそれぞれルール計算に基づき増額の補正をさせていただくという内容になっております。

長くなりましたけど以上でございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（尾関俊治君） お諮りいたします。明12月6日から11日までの6日間は、議案精読のため休会とし、12月12日午前10時から本会議を再開したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明12月6日から12月11日までの6日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（尾関俊治君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時30分

